

# I 工業統計調査について

## 1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

## 3 調査の期日

平成20年（2008年）工業統計調査は、平成20年12月31日現在で実施した。

## 4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。

なお、西暦末尾 0、3、5、8 年については全ての事業所を、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査の対象としている。

## 5 調査の方法

調査単位は個々の事業所であり、調査の種類は従業者30人以上の事業所については「工業調査票 甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票 乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

## 6 集計について

平成20年工業統計調査における「工業調査票 甲」及び「工業調査票 乙」のすべての事業所について、機械集計したものである。ただし、製造・加工等を行っていない本所・支社、及び休業中、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所は集計対象から除いている。

### (1) 産業分類及び商品分類の変更

平成19年11月に「日本標準産業分類」の第12回改定が行われたため、平成20年調査から工業統計調査用産業分類及び商品分類が改定された。このため、前年比等については平成19年値を新分類に組み替えて計算している。なお、新分類に組み替えた平成19年値については、あくまで参考値であり、すでに公表された実測値とは異なるものである。

平成20年調査から工業統計調査用産業分類及び商品分類が改定された。主な内容は次のとおりである。

旧分類(平成19年まで)		新分類(平成20年以降)	
産業中分類番号	産業名称	産業中分類番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服, その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

(2) 時系列データについて

時系列データ(※1)について、前回(平成14年・第11回改定)の分類改定で『製造業』から移動した産業は平成13年以前の数値からは除いていない。

- ※1 「Ⅱ 調査結果の概要」のうち、下記の表又は図に用いている平成13年以前の数値。  
「図1 主要調査項目対前年比の推移」  
「表1 本県工業の主な指標の推移」  
「図2-1 事業所数、従業者数、現金給与総額の指数の推移」  
「図2-2 製造品出荷額等、原材料使用額等の推移及び付加価値額の指数の推移」  
「図5、表12 生産額、原材料使用額等、付加価値額、現金給与総額の過去10年間の推移」

## 7 用語等の説明

- (1) **事業所**とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
- (2) **従業者**とは、常用労働者、個人事業主及び無給の家族従業者と臨時雇用者の計をいうが、統計表でいう従業者数は、臨時雇用者を除いたものである。
- ① **常用労働者**とは、次のいずれかの者をいう。  
(ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。  
(イ) 日々又は1か月以内の期間を決めて雇われた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。  
(ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親会社などからの出向従業者などで、上記(ア)、(イ)に該当する者。  
(エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。  
(オ) 常時就業している個人事業主の家族のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
- ② **家族従業者**とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務にたずさわっていない個人事業主とその家族で手伝い程度の者は含まない。
- ③ **臨時雇用者**とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- (3) **現金給与総額**は、常用労働者に対し支給された現金給与（常用労働者に対する退職金、解雇予告手当並びに常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与を含む。）の総額であり、現物給与は含まない。
- (4) **原材料使用額等**は、原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費（外注加工費）であり、消費税額を含んだ額である。
- (5) **製造品出荷額等**は、製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。
- (6) **有形固定資産**は、建物（寄宿舍、社宅など厚生施設や倉庫などの付属建物を含む。）、構築物、機械、各種運搬具、1年以上の使用に耐える器具、工具、備品類及び土地をいい、帳簿価額による。

## 8 集計項目の説明

(1) 従業者数 = 常用労働者数 + 個人事業主及び無給家族従業者数

(2) 現金給与総額 = 常用労働者に支払われた基本給、諸手当、賞与等  
+ その他の給与（退職手当、臨時雇用者給与、出向・派遣負担額）

$$\text{現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税} + \text{推計消費税})} \times 100$$

(3) 原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費(外注加工費)

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税} + \text{推計消費税})} \times 100$$

(4) 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額  
+ 加工賃収入額 + その他の収入額

(5) 生産額  $\left\{ \begin{array}{l} \text{従業者30人以上} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ \quad + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \\ \text{従業者29人以下} = \text{製造品出荷額等} \end{array} \right.$

(6) 付加価値額  $\left\{ \begin{array}{l} \text{従業者30人以上} = \text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税} + \text{推計消費税}) \\ \quad - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \\ \text{従業者29人以下} = \text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税} + \text{推計消費税}) \\ \quad - \text{原材料使用額等} \end{array} \right.$

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{内国消費税} + \text{推計消費税})} \times 100$$

※内国消費税：酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税（地方道路税を含む）の納付税額又は納付すべき税額の合計。

※推計消費税：事業所が負担する消費税額を推計したもので生産額から直接輸出分、原材料、設備投資（従業者30人以上）を控除して算出している。

## 9 利用上の注意

(1) この報告書の数値は、石川県分について本県が独自に集計したものであり、経済産業省から公表される「工業統計表」の数値と相違することがある。

(2) この報告書の表記については以下のとおりである。

「-」…………… 該当数値なし

「0」「0.0」……… 四捨五入による単位未満

「▲」「△」……… マイナスの数値

「X」…………… 1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密がもれる恐れがあるため秘匿した箇所。または、3以上の事業所に関する数値であっても、秘匿した1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明することを防ぐために秘匿した箇所。

「…」…………… 不詳

(3) この報告書の比率及び構成比については小数点第2位で、金額については単位未満で四捨五入しているため、積み上げ計と合計が一致しないことがある。

(4) この報告書において、産業分類名は下表の略称を使用した。

中分類番号	産 業 中 分 類	略 称
09	食料品製造業	09 食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業	11 繊維工業
12	木材・木製品製造業	12 木材・木製品
13	家具・装備品製造業	13 家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙
15	印刷・同関連業	15 印刷
16	化学工業	16 化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業	17 石油・石炭
18	プラスチック製品製造業	18 プラスチック製品
19	ゴム製品製造業	19 ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮革
21	窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石
22	鉄鋼業	22 鉄鋼業
23	非鉄金属製造業	23 非鉄金属
24	金属製品製造業	24 金属製品
25	はん用機械器具製造業	25 はん用機械
26	生産用機械器具製造業	26 生産用機械
27	業務用機械器具製造業	27 業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品
29	電気機械器具製造業	29 電気機械
30	情報通信機械器具製造業	30 情報通信
31	輸送用機械器具製造業	31 輸送機械
32	その他の製造業	32 その他製品

## 10 その他

この報告書については、下記の石川県統計情報室ホームページでもご覧いただけます。

石川県統計情報室ホームページ <http://toukei.pref.ishikawa.jp/>